

申告書作成会場の開設について

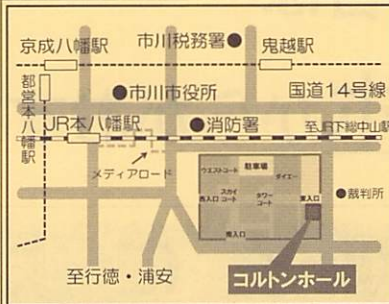
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	ニッケコルトン プラザ内2階 コルトンホール ※左記の期間中、市川税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。	市川市 鬼高1-1-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

お持ちいただくもの

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- スマートフォン及びマイナンバーカード(お持ちの方)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - 運転免許証等の身元確認書類
 - 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図



※ 駐車場料金サービスは行っておりません。

入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

オンラインで事前発行

友だち追加はこちら！



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要は

こちらから！



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから！



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター千葉西分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、市川税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター千葉西分室宛てにご提出ください。

郵送で提出



〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(市川税務署)へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

